



- 本庁**
〒328-8686 万町9-25
☎21-2316 FAX21-2673
 - 大平総合支所**
〒329-4492 大平町富田558
☎43-9205 FAX43-8818
 - 藤岡総合支所**
〒323-1192 藤岡町藤岡1022-5
☎62-0900 FAX62-4625
 - 都賀総合支所**
〒328-0192 都賀町家中5982-1
☎29-1100 FAX28-0169
 - 西方総合支所**
〒322-0692 西方町本城1
☎92-0300 FAX92-2611
 - 岩舟総合支所**
〒329-4392 岩舟町静5133-1
☎55-7751 FAX55-4910
- 休日にお困りの時は
本庁日直 ☎(22)3535

お知らせ

年末年始の業務のご案内

市役所は、本庁、各総合支所ともに12月29日(土)から平成31年1月3日(木)まで閉庁となります。ご理解とご協力をお願いします。ご理解とご協力を願います。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。詳しくは総務省のホームページをご覧ください。

なお、出生届、婚姻届、死亡届等の届出は、宿日直(市役所本庁舎1階南西角警備室内)で預かります。

また自動交付機サービスの稼働は次の通りです。

自動交付機サービス

住民票の写し、印鑑登録証の交付できる証明

稼働時間 12月29日(土)～平成31年1月3日(木)

・本庁舎1階北口
8時30分～17時
・プラッツおおひら
稼働停止

利用に必要なもの

暗証番号の登録された印鑑登録証

総務課 ☎(21)2342

年末年始の斎場業務

12月31日(月)まで業務を行い、1月1日(火)・2日(水)・3日(木)は休みとなります。

環境課 ☎(21)2142

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

この時期は、お歳暮やお年賀など何かと贈り物をする機会が多いですが、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。詳しくは総務省のホームページをご覧ください。

選挙管理委員会事務局
☎(21)2531

12月4日(火)～10日(月) 人権週間

12月10日は「人権デー」

「人権デー」とは、1948年12月10日「世界人権宣言」の採択を記念して国連が定めた、世界的な記念日です。日本では人権デーを最終日とする1週間(12月4日～10日)を人権週間とし、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。本市でも、街頭啓発や特設相談、講演会などを通じて、人権尊重思想への理解をよりいっそう深めていただけるよう、重点的に活動しています。

人権特設相談

人権に関する様々な相談に人権擁護委員が対応します。どうぞお気軽にご相談

人権特設相談スケジュール

日時	場所
12/4 (火) 10時～12時	厚生センター(旭町)
	大平隣保館(大平町新)
12/6 (木) 10時～12時	岩舟総合支所 会議室棟(岩舟町静)
	西方保健センター(西方町本城)
12/12 (水) 10時～12時	藤岡公民館(藤岡町藤岡)

12月10日は「人権デー」

「人権デー」とは、1948年12月10日「世界人権宣言」の採択を記念して国連が定めた、世界的な記念日です。日本では人権デーを最終日とする1週間(12月4日～10日)を人権週間とし、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。本市でも、街頭啓発や特設相談、講演会などを通じて、人権尊重思想への理解をよりいっそう深めていただけるよう、重点的に活動しています。

人権特設相談

人権に関する様々な相談に人権擁護委員が対応します。どうぞお気軽にご相談

12月25日(火) 17時15分 必着

人権・男女共同参画課

関人権・男女共同参画課

栃木市人権推進プラン(第2期計画)2019～2023年度(案)に関するパブリックコメント(意見募集)

市では、「栃木市人権推進プラン」を策定し「人権教育・啓発を推進し、人権に関する課題の解消」の実現に向けて取り組んでいます。このプランが今年度終了するため、来年度からの「栃木市人権推進プラン(第2期計画)」(案)を作成しました。皆さんのご意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等をする個人、法人等/市税の納税義務者/本市施策に利害関係を有する方

募集期間 11月26日(月)～12月25日(火) 17時15分必着

閲覧場所 人権・男女共同参画課(本庁舎2階)、市情報センター(本庁舎4階)、大平隣保館、厚生センター、各総合支所市民生活課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館、市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

①直接提出 閲覧場所と同じ(市政情報センターは除く)
(平日8時30分～17時15分)
②郵送 〒328-8686(住所不要) 栃木市人権・男女共同参画課あて
☎(21)2692
③FAX (21)2692
④E-mail jinken@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

関人権・男女共同参画課
☎(21)2161

12月3日(月) 必着

障がい福祉課

障がい福祉課

障がい福祉課

市では、市民の皆さんが障がいの有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現をめざすことを目的とした「(仮称)栃木市共生社会の実現をめざす障がい者差別解消推進条例(案)及び栃木市手話言語条例(案)に関するパブリックコメント(意見募集)」を作成しました。皆さんのご意見をお寄せください。

対象 市内在住、在勤、在学の方/市内に事業所等をする個人、法人等/市税の納税義務者/本市施策に利害関係を有する方

募集期間 11月26日(月)～12月3日(月) 必着

閲覧場所 障がい福祉課(本庁舎2階)、市政情報センター(本庁舎4階)、各総合支所市民生活課、大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の各公民館、市ホームページ

提出方法 閲覧場所にある意見書様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

①直接提出 障がい福祉課窓口、各総合支所市民生活課窓口、各公民館(平日8時30分～17時15分)必着

②郵送 〒328-8686(住所不要) 栃木市障がい福祉課あて
☎(21)2682
③FAX (21)2682
④E-mail f-service@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

関障がい福祉課
☎(21)2204

野焼きは禁止です

野焼きは禁止です

野焼きは禁止です

野焼きは禁止です

自宅敷地内を含む野外での焼却行為(野焼き)は一部行為(農業や宗教上での必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出。

①直接提出 障がい福祉課窓口、各総合支所市民生活課窓口、各公民館(平日8時30分～17時15分)必着

②郵送 〒328-8686(住所不要) 栃木市障がい福祉課あて
☎(21)2682
③FAX (21)2682
④E-mail f-service@city.tochigi.jp

その他 提出された意見等は後日公表します。(住所・氏名等は非公表)。意見に対する個別回答はしません。

関野焼きは禁止です
☎(62)1301

藤岡渡良瀬運動公園の陸上競技場貸出休止

藤岡渡良瀬運動公園の陸上競技場貸出休止

藤岡渡良瀬運動公園の陸上競技場貸出休止

藤岡渡良瀬運動公園の陸上競技場貸出休止

市民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

関藤岡スポーツ振興係(ハートランド城内)
☎(62)1301

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

藤岡渡良瀬運動公園の陸上競技場貸出休止

藤岡渡良瀬運動公園の陸上競技場貸出休止

藤岡渡良瀬運動公園の陸上競技場貸出休止

藤岡渡良瀬運動公園の陸上競技場貸出休止

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

環境課

環境課

環境課

環境課

ごみとしてごみ集積所に処理するものであれば、分別して適切に出すようお願いいたします。

関環境課 ☎(21)2142

通学路のブロック塀などの安全点検を行っています

6月の大阪府北部地震の被害を受け、市内の通学路におけるブロック塀及び倒壊の恐れのある建物について調査を実施しています。通学路の安全確保のため、もう一度、ご自宅にあるブロック塀などの安全点検と、適切な維持管理をお願いします。

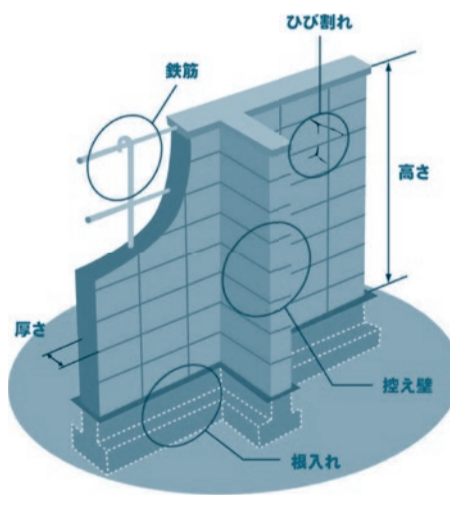
※ブロック塀等の基準については市ホームページ(建築課)をご覧ください。

ブロック塀の点検チェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつで不適合があれば危険なので改善しましょう。まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>
- 6. 塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
 - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)



関建築課 ☎(21)2441 / **関学校施設課** ☎(21)2293

経営・会計・税務・国際税務のパートナー
[資産継承・相続準備]のご相談を承っております

(関東信越税理士会所属)

板倉公認会計士事務所

公認会計士・税理士 板倉 聡

税理士 板倉 優 公認会計士 日向野 司 司法書士 三輪 誠
税理士 松嶋 央行 税理士 大島 康

〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682-FAX0282(31)3683 E-mail:anshu@cc9.ne.jp

かたづけ屋☆栃木です!!

★机・椅子・家具・衣服・家電など / 遺品処理 / 空き家バンク / 廃屋等の解体処分 / ★

株式会社 くりかい

[本社] 栃木県栃木市宮町55番地1
☎0282-30-1632
栃木市指定一般廃棄物許可業者
栃木市指令環第173号[一般廃棄物収集運搬許可]

年越し前にかたづけやー☆(；▽；)

相続・遺言・登記・会社設立等
佐山司法書士事務所
親身になって相談に応じます

司法書士 佐山 隆
土地家屋調査士 佐山 健太郎
行政書士
司法書士

栃木市旭町19番16号 栃木市文化会館斜め前
TEL0282(24)2555 (平日)8:00～19:00
(土・日・祝) 事前予約にて承ります